

補助金調書

補助金名	共同事業促進補助金				担当課 (連絡先)	経済観光文化局産業振興部振興課 (TEL 441-3303)		
交付先	個人 団体	商店街, 事業者等			区分	その他の補助金		
交付先決定方法	公募	(公募の場合) 第1期: 毎年度4月(26年度は4月30日(水)まで) 公募時期 ※上記以後は予算の範囲内で随時。						
(公募の場合) 応募要件	○新規出店者は、空き店舗再生協議会(商店街等)が業種と空き店舗等を指定した日から6ヶ月以内に開業(店舗での商品・サービスの提供)すること ○1年以上継続して事業を行い、1ヶ月に概ね15日程度以上店舗で営業すること ○助成対象の店舗等を宗教活動や政治活動に使用しないこと							
(非公募の場合) 非公募の理由								
補助開始年度	平成23	年度	経過年数	4	年度			
補助金の目的 及び 補助対象事業	空き店舗の積極的な活用を目的として、希望する商店街毎に商店街の役員、商工会議所、自治会の役員等からなる「空き店舗再生協議会」を設置して、この協議会が業種や空き店舗等指定して新規出店者を募集等し、これに応じて開業する場合に賃借料及び改装費等の一部を助成する。							
補助金の終期	平成28	年度	延長回数		回			
終期を延長する理由								
交付対象経費及び 補助金の算定方法等	定率	【補助対象経費、補助金額の算定方法・考え方】 ○助成率 対象経費(賃貸料、改装費、整備費)の1/2以下 ○助成限度額 ・賃借料(最長36ヶ月まで助成可) ・1~12ヵ月(5万円/月)、13~24ヵ月(4万円/月)、25~36ヵ月(3万円/月) ・改装費 ・50万円(当初1回限り)						
(間接補助の場合) 間接補助とする理由 及び再交付先への配 分基準、審査基準	【間接補助の理由、再交付の配分基準・審査基準】							
交付状況等 【上段: 交付件数】 【下段: 決算】 (※1)	当該年度	前年度	前々年度	前々々年度				
	件	5 件	5 件	3 件				
	3,470 千円	590(1,991) 千円	1,895 千円	1,445 千円				
前年度補助事業 の主な実施概要	平成25年度は、箱崎商工連合会(3件)、西新名店街(1件)、みのしま連合商店街振興組合(1件)において空き店舗を活用した事業を展開した。							
補助金交付 による効果	平成25年度の新規事業として、みのしま連合商店街振興組合において「まちの駅」を開設し、商店街情報だけでなく地域情報の発信拠点としての機能が今後期待されている。また、箱崎商工連合会において「子どもと高齢者のための英会話教室」が開講し、若年層(主に子どもの両親)の集客に効果を発揮している。							

※1: 金額総額であり、複数の団体等に交付している場合、個々の団体等への交付額等を示すものではありません。なお、当該年度は当初予算額を記載しております。また、前年度決算額について、補助額の確定が未了のものは、交付件数および交付決定額を外数として()書きで記載しております。